

住まいる通信

2019年4月

第1号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

2019年度 住宅使用料等の支払いスケジュール

住宅使用料等の納期限は月末です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌月の最初の営業日となります。

住宅使用料等	納期限(引落日)	住宅使用料等	納期限(引落日)
2019年4月分	5月7日(火)	2019年10月分	10月31日(木)
2019年5月分	5月31日(金)	2019年11月分	12月2日(月)
2019年6月分	7月1日(月)	2019年12月分	1月6日(月)
2019年7月分	7月31日(水)	2020年1月分	1月31日(金)
2019年8月分	9月2日(月)	2020年2月分	3月2日(月)
2019年9月分	9月30日(月)	2020年3月分	3月31日(火)

ゴールデンウィークの業務のご案内

休日：4月27日(土)、28日(日)、29日(月)、30日(火)、

5月2日(木)、3日(金)、4日(土)、5日(日)、6日(月)、

営業日：5月1日(水)は営業しています。

◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2階

電話 03-6805-6523

営業時間：午前8時30分～午後6時まで

※設備異常などが発生した場合は、上記にご連絡いただければ東急コミュニティーの設備緊急センターに自動転送され、受付されます。なお、入居者負担となるものは、1万5千円(税別)の修理費用が発生する場合がございます。

各種手続きのご案内



区営住宅にお住まいの方で、ご家族の構成に変更がある場合などは、手続きを行なう必要があります。

同居

◆別に住んでいた人を同居させたい ⇒ 同居承認申請書

やむを得ない事情があり、許可することが適切な場合で、収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

使用権承継

◆名義人が死亡したがこのまま住みたい ⇒ 使用権承継申請書

名義人の死亡や離婚による転出などのやむを得ない事情があり、収入など条例等に定める基準を満たした場合に限り許可されます。

世帯員変更

◆同居者転出・死亡または子供が生まれた場合 ⇒ 世帯員変更届

毎年提出する収入報告書に記載しても、手続きをしたことにはなりませんので、ご注意ください。

配偶者の転出は、離婚を除いて認められません。

※必要書類など、詳しくは区営住宅等窓口センターにお問い合わせ下さい。

家財保険に加入しませんか？

～住まいの保険のご案内～

賃貸住宅に入居されている方も家財保険というかたちで万が一の際に備えて補償に入ることが可能です。家財とは、冷蔵庫などの電化製品から家具や食器類などの生活に必要な家財道具一式のことです。

もしも火災や水漏れにより家財がダメになってしまうと、また一からそろえるには多くの金額が必要になります。このようなもしものときに備えて家財保険が役に立ちます。



■借家人賠償保険特約があなたを助けます！

ご自宅で火災や水漏れが起きてしまうと大切な家財に損害が及ぶだけではなく、部屋の損害を家主に賠償しなくてはなりません。

実は、家財保険にはそうした場合の備えとして「借家人賠償特約」（しゃくやにんばいしょうとくやく）という特約をつけることが可能です。この特約により、大家さんに対しての損害賠償も補償することができます。

本人が賠償費用を負担する必要がなくなり、今までどおりの暮らしを続けることができます。

保険商品や補償額によって年間4000円から1万円程度で加入することができます。ご加入を検討の際は、民間のさまざまな保険を取り扱っている『ほけんの窓口』にて無料でご相談できます。



ほけんの窓口 三軒茶屋キャロットタワー店

電話：03-5779-9190

営業時間：午前10時～午後9時



あいさつは 自ら 家から 地域から



あいさつはお互いの心の距離を縮め、住民同士の助け合いのきっかけになります。心地よい住まい作りのために住民同士であいさつをしましょう。

人の気配がない、洗濯物が取り込まれていない等、お隣の安否に関し、少しでも気になることがございましたら世田谷区営住宅等窓口センターへご連絡ください。

世田谷区営住宅等窓口センター 電話 6805-6523

安心な住まいづくりのサービスをご利用ください

自治会長さんへ

コミュニティー事業を行ってみませんか
世田谷区営住宅等窓口センターでは各アパートの自治会、生活協力員さんと協力のうえ、アパートごとにコミュニティー事業を推進しています。

例1) 健康体操の開催

あんしんすこやかセンターと合同で、集会所や談話室で開催。

例2) 懇談会

懇談会を計画し、住民の皆様方のコミュニケーションの向上を図りたいと考えています。

ご要望がございましたら、窓口センターへご連絡ください。

世田谷区営住宅等窓口センター
電話 6805-6523

高齢者安心コールを
ご利用ください

電話 5432-1010
FAX 5432-1030

電話相談サービス
〈いつでもご利用可能・無料〉

24時間365日電話でお受けいたします。
高齢者のお困りごとや見守りに関するご相談や介護保険の窓口についてのお問合せなどを承ります。

対象者/世田谷区内在住の65歳以上の

〈事業についてのお問い合わせ〉
世田谷区 高齢福祉部 高齢福祉課
電話 5432-2407
FAX 5432-3085

区営・区立住宅における

巡回見守りサポートのご案内

ご希望をいただいた65歳以上の高齢者世帯に対する定期的な巡回を「ふれあいサポート」と位置づけ、実施しています。東急コミュニティーのスタッフが対象世帯へお伺いし、入居者の現状や抱えている問題等をヒアリングします。

ご希望の方は、世田谷区営住宅等窓口センターへご連絡ください。

電話 6805-6523

住まいる通信

令和元年7月

2019-第2号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

収入報告書をご提出いただきましたか

◎区営住宅等にお住まいの方にお願ひした収入報告書について、ご提出いただいた方、ご協力ありがとうございました。

◎ご提出がまだの方は、必ず提出してください。

世田谷・上町・太子堂・玉堤住宅にお住まいの皆さんへは、来年1月中旬頃にお送りしますので今回提出はございません。

収入報告書は来年度の使用料（家賃）を決める重要な書類です。収入報告書が提出されない場合、近傍同種住宅の家賃（民間と同程度の家賃）になります。あらかじめご了承ください。

◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3

用賀薬局ビル2階



電話 03-6805-6523

受付時間：午前8時30分～午後6時まで
（土曜・日曜・祝日を除く）

住宅使用料を滞納していませんか？

住宅使用料を滞納すると・・・



- ①支払いの督促を郵送及び電話で行います。
- ②口座引き落としできなかった使用料は、納付書による支払いとなります。

＜滞納が続くと＞

- ③連帯保証人の方へ連絡を行います。
- ④使用許可が取り消され、退室していただきます。

場合によっては、裁判により住宅を明け渡していただきます。



- ⑤退去しても、滞納金の支払いは続きます。

※滞納してしまった場合、区営住宅等窓口センターへご連絡いただき、お支払いの方法（分納も可能です）等についてご相談ください。

債務整理の相談について

債務整理は弁護士等の専門家と契約し、支援を受けながら進めることで解決することができます。一人で悩まずにお早めにご相談ください。

世田谷区では専門家の支援を受ける前の第一歩として、多重債務解決への道筋をつけるための相談等を下記の窓口で行なっています。ぜひご活用ください。

世田谷区消費生活センター Tel：03-3410-6522

各総合支所区民相談

世田谷 Tel：03-5432-2016

北沢 Tel：03-5478-8001

玉川 Tel：03-3702-4864

砧 Tel：03-3482-3139

烏山 Tel：03-3326-6304

熱中症に注意しましょう！！



これから夏本番となりますが、健康を守るためには、熱中症に対する予防が必要です。

☀️ こんな症状が出たら

熱中症では、めまい・耳鳴り・頭痛・吐き気・全身の倦怠感（だるさ）・脱力感・眠気など様々な症状が現れます。

また、こむら返りなど筋肉の痙攣が見られることもあります。熱中症が疑われる症状を感じたら、風通しの良い日陰や冷房の効いた涼しい場所へ移動する、水分を補給するなど、体の熱を下げるようにしましょう。



☀️ 予防のために日常生活で注意するポイント

- 熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。すだれやカーテンで直射日光を遮る、必要に応じてエアコン等を使用するなど、部屋に熱がこもらないように常に心がけましょう。
- のどの渇きを感じなくても、暑い日はこまめに水分を補給しましょう。
- 温度の感じ方には個人差があります。温度計を置くなど、現在の気温を客観的に判断できるようにするのも効果的です。
- 外出時には、帽子をかぶる、日傘をさすなど、直射日光に当たらないようにしましょう。



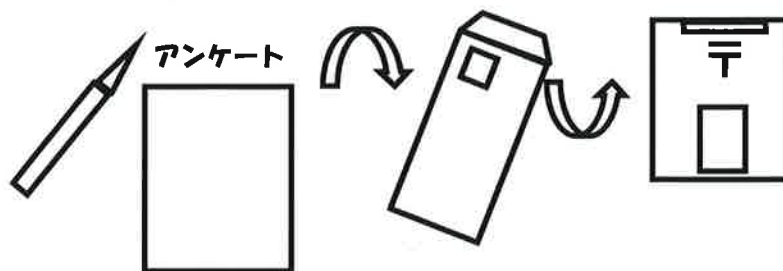
アンケート調査ご協力のお願いについて

世田谷区の住宅課よりお知らせがあります。

今回の住まいる通信には、「世田谷区第四次住宅整備方針策定のためのアンケート調査」というアンケートを同封しております。

このアンケートは、世田谷区営・区立住宅にお住まいの全世帯の皆様へ、世田谷区の住宅政策に対するご意見をお聞きし、住宅施策の計画に反映するために実施するものです。ご協力をお願いいたします。

お手数ですが、返信用封筒（切手不要）を取り外し、記入したアンケートを入れて、8月16日（金）までに返送して下さい。



お問い合わせ先：世田谷区 都市整備政策部 住宅課

電話：5432-2504（直通）

FAX：5432-3040

区営住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

住まいる通信

令和元年12月
第3号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakueijutaku.jp/>

- ★年末年始業務のご案内 1ページ
- ★家具の転倒防止について 2ページ
- ★バルコニーでの注意事項 3ページ
- ★使用料の滞納にご注意ください 4ページ

◆年末年始業務のご案内◆



年末年始休業：12月28日（土）～1月5日（日）

世田谷区営住宅等窓口センター

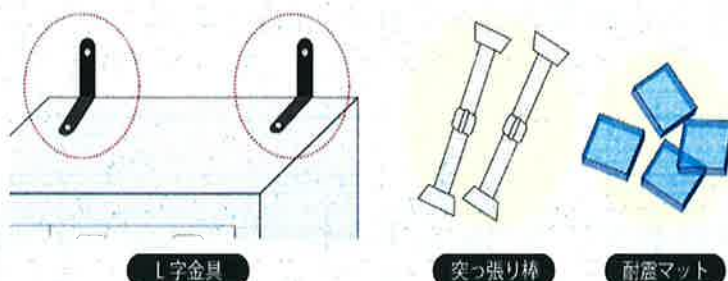
電話 03-6805-6523

※緊急事態が発生した場合などは、上記に連絡いただければ、(株)東急コミュニティー設備緊急センターに自動転送され、受付いたします。なお、入居者負担となるものは、出動1回につき1万5千円（税別）と修理費用が発生する場合がございます。

家具の転倒防止について

大きな地震が発生すると、転倒した家具による圧死の割合が非常に高いことは周知のとおりです。地震大国の日本では、いつ、どこで大きな地震が起きてもおかしくありません。家具や家電の転倒対策を行っていない人は、すぐに対策を始めましょう。

転倒対策グッズとして



- ① L字金具器具：L字型の金具

を家具と壁にねじを使って固定する。

- ② ベルト式：家具の上部と壁をベルトで連結させて固定する。

- ③ 伸縮棒・ポール式：家具と天井を突っ張らせて固定させる。

- ④ ストッパー式：家具の下に敷いて、前に倒れないようにする。

- ⑤ マット式：小さめの家具を動かさないように固定する。



大けがにつながる重量物の固定には、L字金具器具・ベルト式が適しています。

なお、耐震固定に使用したビス穴等の軽微な修繕は退去時には要求しません。

世田谷区には、家具転倒防止器具取付支援制度があります。

高齢者、障害者等がお住まいの住宅の居室、寝室等にある家具について、地震時の転倒を防ぐための支援制度です。

問い合わせ先は、「**防災街づくり課耐震促進担当**」

電話 5432-2468

FAX 5432-3043

バルコニーでの注意事項

今年は、台風による強風や大雨の被害が多く発生しましたが、風や雨の影響を直接受けるバルコニーでの注意事項をお知らせします。



強風による物の飛散・落下と隔て板の破損の防止のため



- バルコニーに物を置かれておりましたと、強風により飛ばされる恐れがあり大変危険です。
- 飛散や階下への落下事故、**隔て板の破損防止のためバルコニーには物を置かないでください。**

バルコニーの排水不良による漏水の防止のため

• 排水口が詰まると雨水がバルコニー内で溢れ、室内に浸水したり、階下の住戸に漏水する被害が生じます。

• バルコニーに排水口が設置されている住戸の方におかれましては、排水口の目皿のゴミ取りを含め、清掃を常に実施してください。



住宅使用料の滞納にご注意ください

住宅使用料を滞納すると・・・



- ①支払いの督促を郵送及び電話で行います。
- ②口座引き落としできなかった使用料は、納付書による支払いとなります。

<滞納が続くと>

- ③連帯保証人の方へ連絡を行います。
- ④使用許可が取り消され、退室していただきます。



場合によっては、裁判により住宅を明け渡していただきます。

※世田谷区では、平成 31 年度に 3 件の訴えを起こし、うち 1 件はすでに強制執行による住宅の明け渡しを行っています。

滞納してしまった場合、区営住宅等窓口センターへご連絡いただき、お支払い方法（分納も可能です）等についてご相談ください。

債務整理の相談について

債務整理は弁護士等の専門家と契約し、支援を受けながら進めることで解決することができます。一人で悩まずにお早めにご相談ください。

世田谷区では専門家の支援を受ける前の第一歩として、多重債務解決への道筋をつけるための相談等を下記の窓口で行なっています。

世田谷区消費生活センター Tel: 03-3410-6522

各総合支所区民相談 世田谷Tel: 03-5432-2016

北沢Tel: 03-5478-8001 玉川Tel: 03-3702-4864

砧 Tel: 03-3482-3139 烏山Tel: 03-3326-6304

◆世帯員の変更は忘れずご連絡ください◆

世田谷区営住宅等窓口センター

電話 03-6805-6523

※同居者転出・死亡または子供が生まれた場合 ⇒ 世帯員変更届 毎年提出する収入報告書に記載しても、手続きをしたことにはなりませんので、ご注意ください。